

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	普及啓発事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎
		担当者名	池杉 成弘	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	普及啓発事業（27 - 40 - 33 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	55年度	根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、荒川区まちの環境美化条例、狂犬病予防法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。				
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない犬・猫へのえさやりをしている人				
内容	1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導 2 犬・猫等に関する相談受付 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 犬のふん尿放置・放飼い、猫のエサやり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 啓発パンフレットの配布（狂犬病予防法、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、ねこの飼養及び保管に関する基準等を抜粋） 犬のこう傷事故届け出受付 引き取り・収容動物の告示 犬猫等保護失踪届け出受付 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施				
経過	平成4年度	飼い猫の不妊・去勢手術費助成制度を開始			
	平成12年度	飼い主の責任で行うべきという判断から助成事業を廃止			
	平成18年度	改正動物の愛護及び管理に関する法律の実施			
	平成20年度	猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始			
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置という不適正な飼養や、飼い主のいない猫のふん尿被害など、相談・苦情等が増加傾向にあり、飼養動物に関わるマナーの普及を図る必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	155	153	337	237	234	1,310	1,385
	決算額（20年度は見込み）	147	132	235	235	223	313	1,385
	人件費				3,448	3,894	7,259	
	【事務分担当】（%）				40	60	85	
	合計（+）	147	132	235	3,683	4,117	7,572	1,385
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	147	132	235	3,683	4,117	7,572	1,385
	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	プレート配布	335	418	554	466	467	585	1,000
	忌避剤配布	148	431	443	265	216	361	400
犬のこう傷事故	7	11	10	4	7	10		
相談・苦情件数		233	219	151	90	137	253	
		犬83猫105 その他45	犬88猫86 その他45	犬67猫73 その他11	犬25猫56 その他9	犬37猫87 その他13	犬63猫172 その他18	
保護・失踪届		136	117	101	124	115	109	
		犬108 猫24 その他4	犬87 猫30 その他4	犬78 猫19 その他4	犬86 猫38 その他4	犬79 猫36 その他9	犬67 猫33 その他9	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	223	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤、猫捕獲器他	313	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤、猫捕獲器他	568
	負担金補助及び交付金			猫去勢・避妊手術助成金	0	猫去勢・避妊手術助成金	765
	報償費			動物関連講演会講師謝礼	0	動物関連講演会講師謝礼	52

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	啓発事業（相談件数）	80	137	253			マナーを守らない飼養者に対するの区報掲載による啓発、住宅訪問等を行う。

（問題点・課題）  
公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。飼い猫を屋外で飼養したり、飼い主のいない猫へのえさやりなどが、猫による近隣のふん尿の悪臭を発生させる要因となっている。地域における解決に向けた活動を支援するため、猫の屋外での活動の適正管理活動等の支援事業を開始した。今後、活動団体の活動実績を地域に周知して、猫問題への関心を高める必要がある。

他区の実施状況	（実施区 未実施区）	
犬のしつけ方教室	18区	で実施
猫の去勢不妊手術費助成	17区	で実施
猫の適正飼養ガイドライン	4区	で策定

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
飼い主に対する啓発の推進	飼い主がマナーを守るよう意識を高めることにより、相談、苦情件数が減少する。
飼い主のいない猫の屋外での活動管理等に係る地域活動を支援する。	不妊・去勢手術によって飼い主のいない猫の増加を抑え、屋外にいる猫の排泄物や鳴き声による被害件数の減少。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	ペットの適正飼育には、飼い主がマナーを守るよう意識を高めることが重要であり、引き続き普及啓発を継続する必要がある。

（状況）  
平成18年三定 愛犬家のマナーアップとコンテストについて  
平成18年三定 生活に悪影響を及ぼす野良猫問題について  
平成19年一定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	生活衛生課管理係	課長名	青山敏郎
		担当者名	原子峰明	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	狂犬病予防対策事業（27-40-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	狂犬病予防法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。				
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民				
内容	犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年度4月中旬、保健所、公園等延べ9ヵ所<5日間>） 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年度までは、半年毎） 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 捕獲犬の拘留についての公示 犬の返還申請受付 *手数料 狂犬病集合予防注射料金（獣医師会収入）・・・3,000円 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・・・・・・・550円				
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）				
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎年4月中旬に区内9会場で、区獣医師会の協力を得て、集合予防注射を実施している。 犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか戸籍住民課及び各区民事務所で受付を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,052	482	499	562	717	621	600	
決算額（20年度は見込み）	1,007	440	439	482	692	603	600	
人件費				5,171	3,995	7,259		
【事務分担量】（%）				60	90	85		
合計（+）	1,007	440	439	5,653	4,687	7,862	600	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	2,957	3,034	3,129	2,855	3,136	3,243		
一般財源	-1,950	-2,594	-2,690	2,798	1,551	4,619		
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
鑑札交付数	446	569	600	596	686	741	1,000	
済票交付数	3,075	3,238	3,410	3,554	3,634	3,861	5,000	
登録数	4,519	4,711	5,072	5,448	5,932	6,101		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	消耗品費	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	224	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	178	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	206
	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	321	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	284	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	483
	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	42	畜犬登録データのソフトウェア保守料	48
	使用料及び賃借料	集合注射会場器材運搬用トラック借り上げ	100	集合注射会場器材運搬用トラック借り上げ	99	集合注射会場器材運搬用トラック借り上げ	100

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値（22年度）	
標	登録数	5,448	5,932	6,101			
	予防注射接種率	65.2%	61.2%	63.2%		75.50%	済票交付数 / 登録数

（問題点・課題）	飼い犬の登録義務を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に注射を働きかけているが、そのような状況を改善する必要がある。
地区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
登録している飼い主とともに、ペット販売や関連業者への働きかけを強化する。	登録や未注射犬の現状の改善が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	医療監視事務費	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課	<b>課長名</b>	青山敏郎
		<b>担当者名</b>	久保田洋子	<b>内線</b>	4 2 6
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	衛生統計調査費（24 42 50 01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和	平成	年度	<b>根拠</b>	医療法、医師法ほか医療従事者に関する諸法律、同法施行規則、荒川区医療監視要綱
<b>終期設定</b>	有	無	年度	<b>法令等</b>	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康危機管理体制の整備[01-02]			
<b>目的</b>	医療法等に基づき、診療所・歯科診療所・助産所・歯科技工所・施術所等における医療関連業務が、安全かつ適正に行われるよう、必要な規制・指導を行い、区民の健康の保持に寄与する。				
<b>対象者等</b>	医療関連業務の開設者、医療関連免許所持者				
<b>内容</b>	診療所等の医療関連施設は、法令に基づく許可・届出基準が定められており、それらの許可・変更・廃止等に係る事務を適正に処理する。 併せて、許可・届出等を受けた医療関連施設に対して、業務が法令基準に適合しているかどうか、その履行状況を踏まえ、荒川区医療監視要綱等に基づき指導する。				
<b>経過</b>	平成 9年度 平成 1 2年度	医療法の一部改正に伴い、区長の機関委任事務に位置づけられる。 地方分権一括法により、医療法等に関わる事務が区の自治事務に位置づけられる。			
<b>必要性</b>	法令に基づき区が行う事務であり、医療機関の衛生環境の確保のため立ち入り検査を行い、助言や情報提供などを行うことが必要である。				
<b>実施方法</b>	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 各種申請に基づく許可、各種届出の受理及び「医療監視員」が医療関連施設に立ち入りし、監視・指導を行う。				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	39	39	21	21	20	20	19
	決算額（20年度は見込み）	37	37	32	21	6	6	19
	人件費				10,343	9,394	11,956	
	【事務分担量】（%）				120	110	140	
	合計（+）	37	37	32	10,364	9,400	11,962	19
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	37	37	32	10,364	9,400	11,962	19	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	診療所等監視件数	102	100	65	55	83	112	100

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	図書	6	6	図書	6	図書、厚紙等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	医療施設監視指導率	102%	126%	167%			立ち入り監視指導数 / 開設届出数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく事務として、その時その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

況（議会要旨）	
---------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	カラス対策事業	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課	<b>課長名</b>	青山敏郎
		<b>担当者名</b>	原子峰明	<b>内線</b>	422
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	カラス対策事業（25-84-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	13 年度	<b>根拠法令等</b>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康危機管理体制の整備[01-02]			
<b>目的</b>	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去し、カラス被害の軽減を図る。				
<b>対象者等</b>	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民				
<b>内容</b>	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。公園等の営巣は公園緑地課で、街路樹は道路課でそれぞれ対応する。				
<b>経過</b>	<p>平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行</p> <p>平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応</p> <p>平成16年度 都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了</p>				
<b>必要性</b>	東京都によると、都内のカラスの生息数は平成18年度が16,600羽に対して、平成19年度は18,200羽と増加している。住宅の密集している荒川区では、ゴミ集積場、街路、公園等の周辺など、日常生活の場においてカラスの営巣に遭遇することは、稀ではない。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃はその地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。				
<b>実施方法</b>	<p>（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。 ヒナ等の捕獲を行う場合には、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、被害を受けた区民から有害鳥獣駆除依頼書を受理し東京都に提出する。</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	2,100	2,010	1,920	1,827	1,827	1,582
	決算額（20年度は見込み）	1,363	1,485	1,586	1,114	744	1,017	1,449
	人件費				4,310	1,708	3,416	
	【事務分担量】（%）				50	20	40	
	合計（+）	1,363	1,485	1,586	5,424	2,452	4,433	1,449
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,363	1,485	1,586	5,424	2,452	4,433	1,449
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	巣の撤去/個（直営による撤去も含む）	47	52	75	51	35	48	66
	ヒナ回収/羽（ヒナのみの回収を含む）	47	41	60	72	38	43	
	卵回収/個	41	57	98	61	14	54	
								想定数

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	カラス等回収業務委	744	カラス等回収業務委	1,017	カラス等回収業務委	1,582

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	巣の撤去 / 個 (直営による撤去も含む)	51	35	48	66		
	ヒナ回収 / 羽 (ヒナのみの回収を含む)	72	38	43			
	卵回収 / 個	61	14	54			

(指標分)	<p>本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 20 区                      未実施 3 区 ）</p> <p>対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。一方、土地の管理者の責任とする考え方から、特別な対応は行わない区が3区ある。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>環境清掃部と連携してゴミ出しルール（ゴミ出し時間、防鳥ネットかけなど）の周知を徹底する。</p>	<p>人間社会の中で共生するカラスの個体数の適正化が図れる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	<p>鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。</p>

議会議況 (要旨)	
--------------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎
		担当者名	久保田洋子	内線	4 2 6
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	薬事監視事務費（25 70 50 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	医薬品や麻薬、向精神薬、覚せい剤を取り扱う業者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び医薬品等の安全確保を図る。 毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく立入検査等を行い、毒物・劇物による危害防止を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。				
対象者等	薬局開設者、医薬品販売業（卸売一般販売業・配置販売業を除く）開設者、管理医療機器販売業・賃貸業者、毒物劇物販売業開設者、毒物劇物業務上取扱者				
内容	薬局及び医薬品販売業（卸売一般販売業・配置販売業を除く）に対する許可及び監視指導 医薬品、医薬部外品等の収去検査 薬局及び医薬品販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 管理医療機器販売業・賃貸業の届出受理及び監視指導 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 向精神薬小売業者・卸売業者の免許及び監視指導 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策について監視指導 規制対象の家庭用品の試買検査の実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導				
経過	平成9年度	薬事法の一部改正により、医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業に対する許可、監視指導が区に移管			
	平成12年度	地方分権一括法及び都区制度改革により、毒物・劇物の販売業の登録と監視指導及び有害物質を含有する家庭用品の監視指導が区に移管。薬事関連の都事務が特例条例により区に移管			
	平成17年度	特例条例により、薬事法等に基づく薬局、薬種商、管理医療機器販売業・賃貸業に関する10事業、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区に移管			
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いが区民の健康被害につながるおそれもあるため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬事監視員、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員、覚せい剤監視員、毒物劇物監視員、家庭用品衛生監視員が、それぞれ該当する施設に立ち入り、必要な監視指導を行う。 収去した医薬品、試買した家庭用品の検査は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に依頼して実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,943	1,927	1,896	3,035	2,270	2,010	1,882	
決算額（20年度は見込み）	1,006	1,512	1,440	1,938	1,414	1,028	1,882	
人件費				19,824	18,788	21,350		
【事務分担当】（%）				230	220	250		
合計（+）	1,006	1,512	1,440	21,762	20,202	22,378	1,882	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	175	392	558	1,964	1,695	874		
一般財源	831	1,120	882	19,798	18,507	21,504	1,882	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	44	54	66	182	149	172	170
	毒物劇物販売業等監視件数	32	52	64	77	71	73	70
	家庭用品試買検体数	45	34	39	40	38	40	40

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	401	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	403	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	422
役務費	通知、周知用郵券	69	通知、周知用郵券	42	通知、周知用郵券	98	
委託料	試験検査委託	815	試験検査委託	554	試験検査委託	1,332	
備品購入費	専門書	100		0		0	
負担金補助及び交付金	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
薬事監視指導率		70%	57%	66%			立ち入り監視指導数 / 施設数(管理医療機器除く)
毒物劇物指導率		34.6%	35.0%	37%			立ち入り監視指導数 / 施設数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	監視検査等業務	部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎		
		担当者名	久保田洋子	内線	4 2 6		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	監視検査等業務（27 60 33 01）						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	50 年度	根拠法令等	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、墓地・埋葬等に関する法律、プール条例、水道法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]					
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。						
対象者等	環境衛生営業施設開設者						
内容	環境衛生関係施設に対する許可・確認及び監視指導 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学検査を実施 高齢者福祉施設におけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理指導の実施						
経過	昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の監視指導を行うようになる。 昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）に関する事務が区長に委任される。 平成8年度 温泉法の事務が区長に委任される。 平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。ビル管法の5,000～10,000㎡の施設が区に移管。ビル管法及び墓地埋葬法に係る事務が区に移管						
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、消毒不足等の不適正な管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 環境衛生関係施設について、申請に基づき実地調査を行い許可・確認を行うとともに、届出の受理を行う。 各施設の衛生状態を把握するため、「環境衛生監視員」が各施設に立入り監視指導を行う。 監視指導にあたって、プール水・浴場水等の水質検査、興行場・クリーニング所・特定建築物の空気検査及びオシボリの細菌検査を行い、検査結果に基づき客観的な指導を行う。 第2ブロックビル衛生管理講習会等、業態別講習会を開催し、公衆衛生の普及啓発を行う。 高齢者福祉施設においては、設置者の協力の上、浴場水のレジオネラ属菌検査を行い、結果に基づき助言を行う。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	900	890	1,004	957	1,005	988	1,451	
決算額（20年度は見込み）	509	547	791	585	757	646	1,451	
人件費				25,857	23,912	27,328		
【事務分担量】（%）				300	280	320		
合計（+）	509	547	791	26,442	24,669	27,974	1,451	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	653	557	579	899	876	1,003		
一般財源	-144	-10	212	25,543	23,793	26,971	1,451	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
	環境衛生営業施設許可件数	57	46	41	68	36	29	35
	環境衛生営業監視指導件数	926	658	768	649	722	632	650

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用費	各種検査材料費、消耗品等	670	各種検査材料費、消耗品等	559	各種検査材料費、消耗品等	956
	役務費	各種通知用郵便料、粉じん計較正	42	各種通知用郵便料、粉じん計較正	48	各種通知用郵便料、粉じん計較正	47
	負担金補助及び交付金	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	44	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	39	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	70
	備品購入費					一酸化炭素、二酸化炭素測定器	378

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	監視指導率 (理容・美容・クリーニング)	41%	66%	50%		50%	立ち入り監視指導数/施設数
	監視指導率 (興行場・公衆浴場・旅館・プール)	126%	121%	124%		100%	立ち入り監視指導数/施設数
	レジオネラ属菌検査成績	5%	8%	2%		0%	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題）	指 標 分 析	入浴施設等での死亡事故の原因となるレジオネラ属菌が区内の施設でも検出されており、引き続き監視が必要である。
他区の実況		（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
公衆浴場、プール、高齢者施設等に対する適正な維持管理の指導を強化するとともに、レジオネラ属菌の検査を実施し、それに基づいた指導を行う。	区内の施設が原因となるレジオネラ症の発生を防止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法律や特例条例に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

況	議 会 要 旨	問 状
---	------------------	--------

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	住まいの衛生支援事業	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課	<b>課長名</b>	青山敏郎
		<b>担当者名</b>	久保田洋子	<b>内線</b>	426
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	住まいの衛生支援事業（27 60 66 01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	50 年度	<b>根拠</b>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康危機管理体制の整備[01-02]			
<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生予防又は蔓延防止を図る。</li> <li>・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。</li> <li>・快適な居住環境の確保を図る。</li> </ul>				
<b>対象者等</b>	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民				
<b>内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 害虫等の駆除 地域での蚊の発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。 スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。</li> <li>2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。</li> <li>3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。</li> <li>4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。</li> </ol>				
<b>経過</b>	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。 動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空気中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルゲン検査を開始</p> <p>平成20年度 「07-01-08そ族害虫駆除費」を統合した。</p>				
<b>必要性</b>	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。				
<b>実施方法</b>	<p>（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 7月～9月に、委託業者により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。 蚊の大量発生などの連絡を受けた場合には、その地域の雨水枡等に薬剤を投入する。</li> <li>2 町会の協力を得て、冬季に薬剤（殺そ剤）を配付し、ねずみの一斉駆除を行う。</li> <li>3 リーフレット等により助言し、必要に応じ捕獲器具、シラミの梳き櫛などを貸し出す。</li> <li>4 動力噴霧器を保管整備し、IGR剤及びピレスロイド様殺虫剤を備蓄している。</li> </ol>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額	433	430	428	418	371	5,309	4,802	
決算額（20年度は見込み）	391	353	139	72	106	3,508	4,802	
人件費				5,171	3,416	16,226		
【事務分担量】（%）				60	40	190		
合計（+）	391	353	139	5,243	3,522	19,734	4,802	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	314	549	514					
一般財源	77	-196	-375	5,243	3,522	19,734	4,802	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	ねずみ・害虫相談件数	640	793	815 ねずみ421件、害虫362件、その他32件	821	863	745	800
	ボウフラ駆除薬剤投入	17,488	16,035	10,317	15,941	17,484	18,640	24,000
	殺そ用薬剤配付数	27,153	24,745	23,128	22,249	19,754	19,601	22,000

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	報償費			町会にネズミ駆除事業の謝礼	431	町会にネズミ駆除事業の謝礼	472
	光熱水費			ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	17
	一般需用費	水質検査材料費、住まいの衛生診断検査材料費、図書、啓発用リーフレット	106	水質検査材料費、住まいの衛生診断検査材料費、図書、啓発用リーフレット	60	水質検査材料費、住まいの衛生診断検査材料費、図書、啓発用リーフレット	2,825
				殺虫剤、殺そ剤、故障修理、ポスター他	2,109	殺虫剤、殺そ剤、故障修理、ポスター他	
	役務費			郵便料	28	郵便料	144
	委託料			害虫駆除作業委託他	786	害虫駆除作業委託他	1,315
	使用料及び賃借料			ねずみ駆除薬剤配送用2tトラック	94	ねずみ駆除薬剤配送用2tトラック	29

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	殺そ剤配付実施率	22249/28000 =80%	19754/28000 =71%	19601/22000 =89%		-	配付数/計画数（配付数）
	ボウフラ駆除薬剤投入実施率	15941/27700 =58%	17484/25000 =70%	18640/25000 =75%		-	投入数/計画数（投入数）
	相談件数	821	775	745		-	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題）	<p>幼児のアレルギー性疾患が増加しており、ダニはその主要なアレルゲンとなっている。</p> <p>区民から寄せられる相談では、ねずみの件数が最も多く（約350件/年）、殺そ剤に抵抗力のあるねずみの増加への対応や高齢者・要介護者のいる住宅における駆除の実施が課題になっている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
健康推進課保健相談担当と連携し、乳幼児健診時にダニ対策の資料を配布するとともに、希望者に対してダニアレルゲン検査を経験してもらう。	ダニを意識した住まい方を実践してもらうことにより、幼児のアレルギー性疾患の減少をめざす。
高齢者や要介護者に関わるケアマネージャーやホームヘルパーを対象とした講習会を引き続き実施する。	介護等に従事する人材が、必要な知識を習得することにより、日常的なねずみ駆除を実施できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き、害虫やねずみによる被害を防止し、居住環境の改善を図ることにより区民が快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要がある。

議会議決要旨	<p>平成10年3定 薬剤散布の見直しについて</p> <p>平成12年4定 シックハウス症候群対策の強化について</p> <p>平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について</p> <p>平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について</p>
--------	---

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	青山敏郎
		担当者名	飯田昌宏	内線	4 2 8
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	食の安全・安心対策（27-80-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都食品安全条例等
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	食品関係の店舗や食品等の検査を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずるとともに、食に関する正しい知識や最新の情報等を、講習会ははじめ様々な機会を通じて食品関係業者及び消費者に提供することにより、区民の食の安全・安心を確保する。				
対象者等	食品関係業者、一般区民				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収去検査 調理業（仕出し、弁当、大規模等）、食品製造業（アイスクリーム類製造業、菓子製造業、豆腐製造業、めん類製造業等）、食品販売業（スーパー、コンビニ等）の店舗から食品を収去し、区検査室における検査（細菌、化学）の結果を踏まえ、適切な対応を図る。</li> <li>2. 食中毒調査及び感染症疑い調査 患者の発生を受け、患者や飲食店、食品製造業等の施設及び従事者等の調査（食品、患者ふん便等）を行い、その結果を踏まえ、適切な対応を図る。</li> <li>3. 一斉検査時の簡易検査及び汚染源等の現場調査 集団給食、収去検査結果不適店舗等について、現場での簡易検査（フードスタンプ法）を行い、指導を行う。</li> <li>4. 講習会 営業許可更新時や営業業態別、区民からの依頼に応じて、講習会を開催し食中毒予防等の衛生管理意識の向上を図る。</li> </ol>				
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 検査項目の見直し：天然着色料の検査廃止（使用食品が広域に流通し、都も同一品の検査を実施するため）、残留農薬の検査追加（魚介、乳、肉類の抗菌剤であるスピラマイシン等の検査を追加）</li> <li>2. 収去検査の検体数の見直し：細菌汚染しやすい「豆腐」について、半数の施設からの収去を100%の収去検査に変更。給食食材検査について、他の収去事業との重複検査分を精査し、検体数を50%に削減</li> <li>3. 講習会の見直し：大規模な講習会を改め、業種ごとの小規模な講習会に変更 平成20年度「07-01-18食品衛生講習会（19年度版）」を統合した。</li> </ol>				
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため、食品関係営業施設の簡易及び収去検査を実施し、監視指導の効果を高め適切な行政措置を行うものであり、引き続き実施する必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通常の収去検体と苦情検体は保健所検査室で検査する。</li> <li>2. 食中毒調査検体と広域流通食品の行政処分のための検体は都健康安全研究センターで検査する。</li> </ol>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	7,938	7,842	7,705	8,598	6,898	7,350	7,069	
決算額（20年度は見込み）	5,528	5,837	4,481	7,727	6,163	6,262	7,069	
人件費				21,548	18,361	35,014		
【事務分担当】（%）				250	215	410		
合計（+）	5,528	5,837	4,481	29,275	24,524	41,276	7,069	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,528	5,837	4,481	29,275	24,524	41,276	7,069	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	区検査室（化学検査：検体数）	218	191	175	158	142	89	100
	区検査室（細菌検査：検体数）	430	451	344	305	279	163	150
	都健康安全研究センター（委託：検体数）	210	206	141	643	479	323	400
	講習会数	56	75	68	74	66	62	70

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
内訳	一般需用費	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,194	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等） 講習会用ビデオ等	3,030	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等） 講習会用ビデオ等	3,446	
	役務費			講習会通知	117	講習会通知	108	
	委託料	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	2,885	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	3,031	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	3,431	
	使用料及び賃借料	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			17年度	18年度	19年度	20年度		目標値 (22年度)
		収去検査（化学検査）	71.0	90.8	91.8	95.0	100.0	検査検体数 / 検査予定数
		収去検査（細菌検査）	68.2	67.6	85.8	90.0	100.0	検査検体数 / 検査予定数
		講習会実施数	74	66	62	70	80	

（問題点・課題分析）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。</li> <li>2. 福祉施設等の集団給食施設に納入する区内業者の自主検査への支援を検討する。</li> <li>3. 衛生講習会への受講者数の増加を図る。</li> </ol>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区内業者の自主検査等への支援を引き続き行う。	食中毒の発生を予防する。
講習会の実施回数や実施時期・時間帯を見直し、受講率の改善を図る。	食の衛生管理に関して、営業者の自主管理意識の向上が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

（議会要質問状）	平成20年予特 食の安全について
----------	------------------



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	許可・監視等業務	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	青山敏郎
		担当者名	飯田昌宏	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	許可・監視等業務（27-80-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、食品製造業等取締条例等
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	食品衛生法に基づき、荒川区食品衛生監視指導計画を策定して、各種監視指導（通常監視、夏季対策・歳末一斉監視、夜間営業施設監視等）を行い、営業許可した施設に対し、衛生管理の徹底を図る。				
対象者等	食品関係営業者				
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 通常監視・指導（川の手荒川まつり等各種行事開催時の監視を含む） 夏季対策・歳末一斉監視（夏季：食中毒ハイリスク業者等、歳末：宴会場・ふぐ取扱い施設等） 苦情・違反処理に伴う監視・指導（異物混入・食中毒疑い等の原因調査） 夜間営業施設（スナック、居酒屋等）の監視・指導（屋台の監視、山谷対策を含む） 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. 食品衛生自主管理認証制度（都）の導入支援 4. 新しい食品衛生問題（BSE、遺伝子組換え・アレルギー食品の表示）に対する監視及びその対応				
経過	平成7年度	食品衛生法の改正に伴い、営業許可の期限が延長			
	平成8年度	157食中毒発生			
	平成13年度	BSE問題発生			
	平成15年度	食品衛生法の改正を受け、区民意見の聴取を踏まえて策定した監視指導計画に基づき監視指導等を実施 都が自主的な衛生管理を評価する「食品衛生自主管理認証制度」を創設			
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため、食品関係営業施設の許可・監視や、区民からの苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする事故を未然に防止する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1. 営業許可等の許認可事務 事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を行う。 2. 監視・指導 監視採点票、大量調理施設管理マニュアル等を用いて立入り検査を実施し、結果に応じて指導等を行う。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	1,667	1,701	370	199	198	201
	決算額（20年度は見込み）	576	969	302	197	167	172	1,102
	人件費				21,548	18,361	17,507	
	【事務分担当】（%）				250	215	205	
	合計（+）	576	969	302	21,745	18,528	17,679	1,102
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	8,856	12,317	9,199	7,129	7,405	7,978	11,076
	一般財源	-8,280	-11,348	-8,897	14,616	11,123	9,701	-9,974
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	営業許可・届出施設数	7,908	7,774	7,193	7,152	7,221	7,309	7,300
	新規・更新・届出件数	1,105	1,452	1,614	840	782	783	1,000
	許可・届出監視数	15,047	10,917	9,630	8,356	6,854	8,636	8,750
	苦情処理件数	105	91	58	85	55	76	70

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬		0		0	非常勤職員報酬	893
	特別旅費		0		0	非常勤職員旅費	15
	一般需用費	薬品等、共同購入、図書 営業許可書他	158	薬品等、共同購入、 図書営業許可書他	160	薬品等、共同購入、 図書営業許可書他	182
	役務費	検査成績書通知等返信用	9	検査成績書通知等返信用	12	検査成績書通知等返信用	12

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	監視率	116.8	94.9	118.2	120.0	125.0	監視数 / 施設数
標	食品衛生自主管理認証取得数	0	0	1	1	3	取得施設数（累計）

（問題点・課題）	<p>・「食品衛生自主管理認証制度」（都）に関しては、制度の内容や考え方を食品衛生協会とも協力しながら普及啓発しているが、区内事業者からの認証取得施設が増加していない。</p>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
食品衛生自主管理認証取得のため、他区の状況等を調査し支援を検討する	認証取得が容易になる
あらかわ満点メニュー・健康応援店等、区の他事業との連携を図る	事業者の食品に関する安全・安心等の意識向上ができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

議会議案要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	食品衛生推進員	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	青山敏郎
		担当者名	飯田昌宏	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	食品衛生推進員（27-80-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠	食品衛生法、荒川区食品衛生推進員設置要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	平成7年5月の食品衛生法改正により、各自治体ごとに必要があれば食品衛生推進員を委嘱することができるようになった。				
対象者等	荒川区内の食品関係営業者				
内容	1. 飲食店営業者等からの食品衛生に関する相談に対する助言 2. 保健所が実施する食品衛生に関する普及啓発事業への協力 3. 地域の食品衛生に関する情報収集				
経過	平成9年10月1日 荒川区食品衛生推進員制度が発足 平成15年3月31日 第3期委嘱期間満了 区職員と協会自治指導員との協働により目的は達成できるため、荒川区食品衛生推進員制度は平成15年3月31日をもって休止				
必要性	行政改革等により全国で保健所の統廃合が行われた結果、管轄区域の広域化に伴う業務の補完制度として本制度は意義を有するが、荒川区においては従来より1区1保健所に変更なく、本制度を休止しても支障は生じない。				
実施方法	（ ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 休止中。休止後5年を経過したが、休止による特段の支障はなく、議会・業界からも再開の要望はない。				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	269	258	0	0	0	0	0
	決算額（20年度は見込み）	227	0	0	0	0	0	0
	人件費							
	【事務分担当】（%）							
	合計（+）	227	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	227	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	推進員数	9	休止	休止	休止	休止	休止	休止予定
	推進員連絡会	2	休止	休止	休止	休止	休止	休止予定
	研修	8	休止	休止	休止	休止	休止	休止予定

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		予算計上なし		予算計上なし		予算計上なし	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 豊島区、荒川区、目黒区の順に休止

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
見直し	見直し	現在休止中であり、廃止を含めた見直しが必要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	医療援助	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	医療援助(26 - 04 - 33 - 01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠法令等	予防接種法、予防接種施行令
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保し、制度の安定を図ることを目的としている。				
対象者等	予防接種法による定期予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・麻しん・風しん・日本脳炎・高齢者インフルエンザ・BCG）により副反応が生じた者。				
内容	<p>救済措置として給付するものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費及び医療手当：認定を受けた病気について医療をうけた時</li> <li>・障害児養育年金（満18歳未満）又は障害年金（18歳以上）：一定の障害を有する者の時</li> <li>・死亡一時金・葬祭料：死亡した時</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。</li> <li>・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。</li> </ul>				
必要性	予防接種による健康被害の救済処置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保することは不要不可欠である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>健康被害による年金受給者（障害年金1級1人・2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	9,694	9,694	9,587	9,445	9,445	9,416	9,416
	決算額（20年度は見込み）	9,589	9,513	9,456	9,445	9,423	9,416	9,416
	人件費				862	854	854	
	【事務分担当】（%）				10	10	10	
	合計（+）	9,589	9,513	9,456	10,307	10,277	10,270	9,416
	国（特定財源）							
都（特定財源）	7,192	7,134	7,091	7,084	7,067	7,061	7,061	
その他（特定財源）								
一般財源	2,397	2,379	2,365	3,223	3,210	3,209	2,355	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	傷害年金1級者	1	1	1	1	1	1	1
	傷害年金2級者	1	1	1	1	1	1	1

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	予防接種事故傷害年金	9,423	予防接種事故傷害年金	9,416	予防接種事故傷害年金	9,416

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	支給件数	2	2	2	2		

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	予防接種による健康被害の救済のため必要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	予防接種費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	予防接種費(26-04-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠法令等	予防接種法、予防接種施行令
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	感染症の発生及びまん延を予防する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）・急性灰白髄炎・日本脳炎（初回、追加）については7歳6か月未満</li> <li>・日本脳炎（2期追加）・二種混合（ジフテリア・破傷風）については13歳未満</li> <li>・MR及び麻しん・風しん(1期：1歳以上2歳未満、2期：小学校就学前1年間、3期：中1、4期：高1)</li> <li>・インフルエンザは65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全</li> </ul>				
内容	<p>[通知方法] 従来は該当月に予防接種記録票を個別に郵送していたが、14年6月からこれらを冊子化し、4カ月児健診時に交付している。[接種方法] 急性灰白髄炎は集団接種。三種混合・MR(1期、2期、3期、4期)、麻しん、風しん・日本脳炎・二種混合・インフルエンザは個別接種。（23区の協力医療機関にて接種可能。）[委託料支払方法] 毎月、各協力医療機関からの請求分を医師会がとりまとめ、委託料の請求がある。年2回、前期・後期分として23区における相互乗入分（区民が他区において接種した分及び他区の人が区内で接種した分）の請求及び支払をする。[予防接種の単価] 東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会（三者協）により決定する。[費用] インフルエンザは一部自己負担であり、他は無料。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年10月法改正により予防接種が義務接種から勧奨接種に変更となり、平成7年4月以降、急性灰白髄炎は集団接種として継続。他すべて個別接種となった。</li> <li>・平成13年11月7日法改正により、定期接種にインフルエンザを追加し、従来の予防接種を一類疾病、インフルエンザを二類疾病と位置付け、一部自己負担で実施。</li> <li>・平成17年7月29日法改正により、日本脳炎予防接種（第3期）が廃止。</li> <li>・プチ健診を1歳児を対象に、麻しんワクチンの早期接種を促進する目的で、平成18年4月から実施。</li> <li>・麻しん、風しんの接種が平成18年4月と同年6月2日の法令等の改正で接種時期（1期：1歳から2歳未満、2期：小学校就学前1年間の2回とする）と内容（MR接種が原則だが麻しん、風しん単抗原ワクチンも可）が変わる。</li> <li>・BCGが平成19年4月予防接種法に変更。</li> <li>・平成20年4月1日の予防接種法施行令等の改正により、平成24年度までの時限措置として、MR第3期（中学1年生相当の年齢）と第4期（高校3年生相当の年齢）の接種が始まる。また、予防接種管理システムの稼働に伴い、20年4月接種分からの接種台帳の電子化及び未接種者（麻しん風しん）に対する個別接種勧奨を開始する。</li> </ul>				
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (社) 荒川区医師会に委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	141,804	148,066	155,441	156,264	185,970	200,882	179,288	
決算額(20年度は見込み)	137,563	146,510	153,554	136,730	129,016	151,496	179,288	
人件費				9,527	9,872	9,882		
【事務分担量】(%)				125	130	130		
合計(+)	137,563	146,510	153,554	146,257	138,888	161,378	179,288	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	12,141	11,875	12,722	11,697	11,728	12,609	15,139	
一般財源	125,422	134,635	140,832	134,560	127,160	148,769	164,149	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	三種混合	5,682	5,780	6,057	6,022	5,927	6,916	6,162
	急性灰白髄炎	2,732	2,772	2,678	2,960	2,587	2,776	2,748
	麻しん	1,556	1,568	1,512	1,534	6	20	5
	風しん	1,509	1,485	1,548	2,596	128	17	76
	麻しん風しん混合					2,889	3,614	5,414
	日本脳炎	4,680	5,000	4,934	1,122	6	123	180
	二種混合	556	609	632	559	616	769	759
	インフルエンザ	10,710	13,327	15,061	18,977	17,159	20,213	19,029
	プチ健診					1,097	1,207	1,095

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需要 役務費 委託料 負担金補	予防接種問診票等		811	予防接種問診票等	785	予防接種問診票等	1,083
	通知用郵便料		826	通知用郵便料	502	通知用郵便料	673
	予防接種委託料		127,379	予防接種委託料	149,753	予防接種委託料	177,532
	麻しん予防接種費用			麻しん予防接種費用	456		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	麻しん接種率	84.7	90.9	94.7	95	95%	1歳6ヶ月児健診時アンケートに

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	感染症の発生を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議会議況（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	結核予防接種	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	乳児健康診査・予防接種（26-20-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	27年度	根拠法令等	予防接種法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病、重症化を予防する				
対象者等	4ヶ月児健康診査対象者及び6ヶ月未満のBCG未接種者				
内容	保健所にて月3回、4ヶ月児健康診査時に実施。予防接種についての集団指導と、接種不可の時の個別相談を実施している。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度から事業名「定期健康診断・予防接種」を「乳児健康診査・予防接種」に変更。</li> <li>・平成17年度から、結核予防法改正により、事業対象者が「4ヶ月児健康診査対象者及び4歳未満のBCG未接種者」から「6ヶ月未満の予防接種未接種者」に変更になった。また、ツベルクリン反応検査が廃止され、生後6ヶ月未満の乳児に対し直接BCG接種を行うことになった。これに伴い延べ2日の健診が1日に短縮されたので、健診機会を月2回から月3回に増やした。</li> <li>・平成19年度から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられた。</li> </ul>				
必要性	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病や重症化を予防するために、BCG予防接種の必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	4,717	4,674	6,357	4,051	4,047	4,081	6,968	
決算額（20年度は見込み）	4,266	5,827	5,812	3,903	3,779	3,835	6,968	
人件費				1,769	1,708	1,708		
【事務分担当】（%）				35	20	20		
合計（+）	4,266	5,827	5,812	5,672	5,487	5,543	6,968	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,266	5,827	5,812	5,672	5,487	5,543	6,968	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	ツベルクリン反応	1,506	1,439	1,417	0	0	0	0
	BCG接種	1,495	1,404	1,386	1,367	1,372	1,479	1,412

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	医師・看護師	2,570	医師・看護師	2,537	医師・看護師	2,826
一般需要	B C G ワクチン等	1,209	B C G ワクチン等	1,299	B C G ワクチン等	4,142	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	B C G 接種率	96.3%	98.2%	98.0%	98.5%	100%	接種者数 / 対象者数

（問題点・課題分析）	生後6ヶ月までに確実に接種する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
4ヶ月健診未受診者への接種勧奨	B C G 接種率の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	乳幼児の結核の発病や重症化を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筥右子
		担当者名	中森、中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	後天性免疫不全症候群予防対策事業費（26-08-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	感染症予防法、特定感染症予防指針
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。さらに、在宅療養患者への支援体制を確立する。				
対象者等	区民一般				
内容	正しい知識の普及 中学校生徒等を対象にした健康教育 依頼による健康講座への講師派遣 区民へのパンフレットの配布 ビデオ・パネルなどの貸出し 電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 エイズ及び性感染症健康相談（匿名による抗体検査を含む）月1回保健所にて実施				
経過	・平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始した。 ・平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施した。 ・平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施した。 ・平成17年度は、区立中学校での講演会を実施した。 ・平成18年度は、区立中学校5校で講演会を実施した。 ・平成19年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施した。なお、都立高校は平成20年度も実施予定である。				
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） エイズ抗体検査は委託にて実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	338	300	267	221	230	226	226	
決算額（20年度は見込み）	216	260	74	140	217	219		
人件費				1,724	1,708	1,708		
【事務分担量】（%）				20	20	20		
合計（+）	216	260	74	1,864	1,925	1,927	0	
国（特定財源）				205	145	114		
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	216	260	74	1,659	1,780	1,813	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
エイズ抗体検査件数	93	154	136	92	77	114		
電話相談	208	231	167	110	183	211		
来所相談	99	156	139	191	180	252		
中学生対象エイズ教育講演会	4	4	2	4	5	5		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	104	講師謝礼	124	講師謝礼	130
	一般需用費	エイズ普及・啓発用品等	77	エイズ普及・啓発用	63	エイズ普及・啓発用	64
	役務費	受信専用電話等	36	受信専用電話等	32	受信専用電話等	32

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	中学生等対象エイズ教育講演会	4回	5回	5回	10回	5回	区立中学校10校を2年に1回実施するようにする。
	講演会参加者数	330人	540人	600人	700人	700人	中学校在学中全員が受講する。
	区報掲載回数	0回	1回	1回	2回	2回	

（問題点・課題分析）	<p>HIV感染者が急増する一方で、社会全体の危機感の低下が懸念される。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するためには、正しい知識の普及啓発が重要である。とりわけ若者層への効果的な健康教育を学校や職域との連携を図り、継続実施していく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区                      未実施 0 区）</p> <p>全都的に実施しています。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
講演会の対象者を中学生及びその保護者にまで拡大する。	正しい知識の普及、啓発ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	エイズ罹患率減少のため重要である。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	感染症予防対策費	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹簀右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	感染症予防対策費（26 - 16 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。				
対象者等	感染症にり患したあるいはり患した恐れのあるもの（当区病院で届出があったものについては勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）				
内容	法に基づく届出により患者及び接触者等の疫学調査を行い、まん延防止のために必要な措置・指導を行う。エイズ抗体検査実施時にクラミジア抗体検査を実施している。				
経過	平成11年4月1日 法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 平成11年4月1日 荒川区感染症診査協議会条例施行 平成17年3月より、小児感染症の情報発信システムとして、小児科2定点の感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校に、医師会にはポスターで発信している。 平成18年6月 H5N1インフルエンザが指定感染症となる。 平成19年6月 H5N1インフルエンザの指定期間が延長となる。				
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であり、そのための検査等の実施・医療機関への措置及び保健衛生指導の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） クラミジア抗体検査は委託にて実施。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	7,264	6,935	6,814	9,865	5,967	6,332	15,384
	決算額（20年度は見込み）	4,823	5,230	4,358	7,257	4,347	5,935	
	人件費				6,363	6,405	14,091	
	【事務分担当】（%）				110	75	165	
	合計（+）	4,823	5,230	4,358	13,620	10,752	20,026	0
	国（特定財源）	26	439	337	210	136		
	都（特定財源）			220	125	125		
その他（特定財源）	5,563	5,437	5,133	5,368	4,874			
一般財源	-766	-646	-1,332	7,917	5,617	20,026	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	感染症診査協議会	0	0	0	0	0	0	
	細菌検査	11,662	11,454	11,570	12,092	12,196	12,544	
	性感染症等検査	251	422	373	88	75	110	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費		0	講師謝礼	52	講師謝礼	39
	一般需用	検査器具等	3,882	検査器具等	3,907	検査器具等	652
	役務費		0	郵便料	39	郵便料	122
	委託料	性感感染症検査委託	465	性感感染症等検査委託	1,859	性感感染症等検査委託	13,952
	使用料及び賃借料	移送料	0	移送料	78	移送料	200
	備品購入費		0			F A X専用機	203
	負担金補助及び交付金	感染症診査協議会分担金	0	感染症診査協議会分担金	0	感染症診査協議会分担金	124
	扶助費	医療費	0	医療費	0	医療費	91
	償還金利子及び割引料		0			補助金返還	1

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	感染症連絡会の開催	1回	1回	1回	3回	3回	
	小児感染症発生情報システム	-	70ヶ所	70ヶ所	70ヶ所	77ヶ所	私立幼稚園へ拡大
	感染症発生時訓練（シミュレーション）	1回	2回	2回	-	-	新型インフルエンザ訓練については「新型インフルエンザ対策事業」に記載

（問題点・課題分析）	新たな感染症の発生が心配されており、平常時における基本的知識の習得や対策の理解が必要であり、新型インフルエンザについては、発生時対応シミュレーションを常時行っていく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）
実施状況	全都的に実施しています。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
連絡会及び講習会を増やす。	施設職員等への周知を図ることにより、発生状況の早期把握及び感染拡大を防ぐことができる。
小児感染症情報システムの発信を区内全保育園・幼稚園・小中学校に拡大する。	より迅速な情報が発信されることで予防の周知徹底が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	新型インフルエンザ等の感染症のまん延防止対策は最重要課題である。

議会議決要旨	平成18年度第二回定例会 性感感染症予防教育について
--------	----------------------------

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	結核検診	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筈右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	結核検診（26 - 20 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に検診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患を減少させる目的で実施する。				
対象者等	簡易宿泊所等に宿泊する者 患者の家族及び患者と接触があった者 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）				
内容	簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて年1回、胸部CR撮影及び健康相談を実施する。 患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合 - 対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区からの依頼によっても実施する。 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）：結核り患率が高い国からの学生が多い日本語学校近くに検診車を配車し、胸部X線撮影を実施する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。</li> <li>・平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者検診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。</li> <li>・平成16年度業態者検診は廃止する。</li> <li>・平成17年度から一般区民は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。</li> <li>・平成18年度からツベルクリン反応で強陽性の方を対象にQFT検査を実施する。</li> <li>・平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法2類感染症に追加になり、結核予防法は廃止となった。</li> </ul>				
必要性	いまだ日本における最大の感染症であり、ハイリスク者を対象とした健診は有効である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象者 - CR検診車の配車及び読影を委託して実施。問診、指導、結果説明 - 常勤の医師・保健師・事務 対象者 - 検査を所内で実施する体制を整えているが、患者家族等の利便性や就業形態等の事情を考慮し、休日に対処するため業務の一部を外部医療機関に委託して実施。 対象者 - X線検診車の配車及び読影を委託して実施。 QFT検査 - 足立区に委託。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額		11,587	1,744	2,434	2,872	2,629	3,396
	決算額（20年度は見込み）		11,493	1,667	2,248	1,659	2,414	
	人件費				7,326	7,686	7,686	
	【事務分担当】（%）				85	90	90	
	合計（+）		11,493	1,667	9,574	9,345	10,100	0
	国（特定財源）		1,217	1,275	983	377	926	
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源		10,276	392	8,591	8,968	9,174	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	結核検診	183	188	186	79	90	90	
	患者家族・接触者検診	472	595	724	1,230	540	355	
	日本語学校検診日数	3	3	3	5	4	5	
	日本語学校受診者数	830	894	690	1,498	1,752	2,026	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般賃金	医師雇上げ	270	医師雇上げ	324	医師雇上げ	324
	一般需要費	検診用消耗品等	242	検診用消耗品	310	検診用消耗品	491
	役務費	事業所連絡用郵便料	24	事業所連絡用郵便料	91	連絡用郵便料	110
	委託料	検診委託費等	1,123	検診委託費等	1,689	検診委託費等	2,471

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	日本語学校検診率	85.1%	86.0%	90.0%	90.0%	100.0%	受診者 / 対象者
	ハイリスク検診	138人	120人	120人	50人	120人	受診数
	接触者・患者家族検診	85.0%	85.0%	90.0%	80.0%	100.0%	受診者 / 対象者

問題点・課題 (指標分析)	<p>区には結核の発生率の高い地域があり、全国や東京都に比べり患率が高い。重症な結核や結核死の接触者検診は大切であるが、結核が発生した特定の簡易宿泊所の宿泊者等の検診については、ハイリスクとされる対象者をいかに把握するかが課題となっている。</p> <p>り患率（16年 全国23.3 荒川48.7      17年 全国22.2 荒川47.1）</p> <p>り患率 新登録結核患者 ÷ 10月1日人口 = 人口10万人に対する患者数</p>
他区の実況	（実施 22 区      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
結核発生時の接触者検診の充実	結核のまん延防止が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	結核り患率減少のため重要である。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	患者管理	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹簀右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	患者管理（26-24-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。				
対象者等	結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く） 治療中断や治療終了で医療機関で受診していない者				
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関で受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。				
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS（患者服薬支援）を開始。17年度は薬剤師会による薬局DOTS（患者服薬支援）を開始。19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法2類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。				
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象 - 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料を支払う。） 対象 - 所内においての検査を原則としているが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。 [委託先]財団法人結核予防会複十字病院、第一健康相談所 [委託内容]胸部X線撮影・喀痰検査等				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		702	728	1,137	1,408	1,191	1,057	
決算額（20年度は見込み）		665	713	669	581	760		
人件費				9,912	9,821	13,664		
【事務分担当量】（%）				115	115	160		
合計（+）		665	713	10,581	10,402	14,424	0	
国（特定財源）		324	285	226	80	78		
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		341	428	10,355	10,322	14,346	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	定期病状調査報告数		192	190	136	136	142	
	管理検診受診者数		34	36	16	4	16	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般需用費	喀痰検査材料等	27	喀痰検査材料等	197	喀痰検査材料等	342
	役務費	郵便料、手数料	491	郵便料、手数料	539	郵便料、手数料	674
	委託料	検査委託	0	検査委託	8	検査委託	41
	使用料及び賃借料	デスクトップ借上げ	63	デスクトップ借上げ	16		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	喀痰塗沫陽性治療完了率	73.0%	75.0%	70.0%	70.0%	85.0%	治療完了者 / 喀痰塗沫陽性者
	本人・家族面接	100.0%	100.0%	100.0%	95.0%	100.0%	面接者数 / 結核新規登録者数

(問題点・課題分析)	治療の完遂を確実にするため適宜医療機関・関係機関との情報交換を行っていく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
効果的な治療の完遂を確実にするため、服薬支援ができる薬局を増やす。	治療終了が確実になる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	結核り患率減少のため重要である。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	結核診査協議会	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筈右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	結核診査協議会（26-24-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第24条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
	分野	生涯健康都市[ ]			
行政評価事業体系	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否について診査する。				
対象者等	結核医療費公費負担申請者				
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院勧告・措置並びに37条2項の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。				
経過	平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法2類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。				
必要性					
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	2,064	1,987	1,980	2,456	2,456	2,930	2,951	
決算額（20年度は見込み）	1,780	1,616	1,912	1,877	2,271	2,702		
人件費				5,171	5,124	5,124		
【事務分担当】（%）				60	60	60		
合計（+）	1,780	1,616	1,912	7,048	7,395	7,826	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,780	1,616	1,912	7,048	7,395	7,826	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
開催数	24	24	24	24	24	24		
第37条2項診査（旧34条）	169	167	174	137	114	137		
第37条診査（旧35条）	41	46	67	45	33	132		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	2,253	委員報酬	2,669	委員報酬	2,907
	特別旅費	委員長費用弁償	10,000	委員長費用弁償	26	委員長費用弁償	31
	一般需用費	図書等	8	図書等	7	図書等	13

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	診査件数	182件	147件	200件	200件	200件	診査予定件数

（問題点・課題 指標分析）	平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の協議会への意見聴取を行う必要があり、現在委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。休日前等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
迅速診査会のための連絡体制をさらに確実にする。	入院後72時間以内に迅速な診査ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	医療扶助	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筥右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	医療扶助（26-24-85-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。				
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条（入院勧告）、同法37条2項（一般医療）				
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療費公費負担制度で、同法第37条2項の一般患者に対する公費負担と、法第37条の入院勧告患者に対する公費負担とがある。患者からの申請を受理し、結核診査協議会で承認されると患者票を発行する。その患者票を治療を受けている指定医療機関に提示する。医療機関は、社会保険診療報酬支払基金、または国民健康保険団体連合会へ医療費の請求をする。37条2項は医療費のうち5%の自己負担分除き、各種医療保険が適用された残りを公費負担する。37条は医療費のうち各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。				
経過	19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。				
必要性	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	43,707	37,367	64,041	50,089	50,723	48,501	47,345
	決算額（20年度は見込み）	41,426	34,675	61,261	45,127	36,762	38,299	
	人件費				2,155	2,135	2,135	
	【事務分担当】（%）				25	25	25	
	合計（+）	41,426	34,675	61,261	47,282	38,897	40,434	0
	国（特定財源）	38,393	26,754	36,298	34,314	32,089	21,378	
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,033	7,921	24,963	12,968	6,808	19,056	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	国保請求数	555	731	674	633	407	416	
	社保請求数	674	512	525	543	468	397	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	事務費	76	事務費	70	事務費	104
	扶助費	結核医療費	36,686	結核医療費	35,843	結核医療費	47,240
	償還金利子及び割引料			負担金等返還金	2,386	負担金等返還金	1

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	第37条2項受診件数	986	927	839	800	888	3～2月診療分 目標値は4ヵ年平均
	第37条受診件数	190	196	164	150	177	3～2月診療分 目標値は4ヵ年平均

（問題点・課題分析）	感染症法により定められており、裁量の余地はありません。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

議（要旨）	
-------	--